①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)
②名称	Ministry of Economy and Transport / Hungarian Intellectual Property Office (HIPO)
③所在地	II. János Pál pápa tér 7 H-1081 Budapest
④連絡先	(電話) (36 1) 312 44 00 (FAX) (36-1) 331 25 96 (E-mail) hipo@hipo.gov.hu (internet) http://www.hipo.gov.hu
⑤組織の長	President :Mr. Szabolcs Farkas
⑥沿革	・新特許法が 1996 年 1 月 1 日に施行され、ハンガリー特許法は欧州特許条約と基本的に整合した。 ・最新のハンガリー知財法は次の通り。 ハンガリーにおいては、2007 年法律第 147 号により一部改正が行われ、この改正法は 2009 年 8 月 1 日から施工されている。内容的には、次のように従前の各法律そのままである。 特許法(2009 年 8 月 1 日施工、1995 年法律第 33 号) 実用新案法(2009 年 8 月 1 日施行、1995 年法律第 33 号) 意匠法(2009 年 8 月 1 日施行、2001 年法律第 48 号) 商標法(2009 年 8 月 1 日施行、1994 年法律第 11 号)
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、植物新品種の保護、地理的表示、半導体集積回路の回路配置の保護、著作権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1970/4/26	1922/2/14		1998/8/7	1934/6/5
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
2008/12/28	1909/1/1	2008/3/12	1975/5/28	1995/2/10
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	1998/11/26		2002/3/6	2002/5/20
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1980/8/19		1984/8/1	2004/5/1	1967/3/23
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1909/1/1	1997/10/3	1980/6/27	1974/1/1	1967/3/23
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	456	446	501	441
	(内　外国出願)	28	13	94	58
	(内日本から)	8		3	
	(内　PCT ルート)	5	6	69	43
実用新案	全数	228	211	208	214
	(内　外国出願)	13	22	19	25
意匠	全数	175	132	119	162
	(内　外国出願)	40	23	21	45
	(内日本から)	2	2		
商標	全数	5,169	5,338	4,343	4,602
	(内　外国出願)	1,531	1,548	1,295	1,203
	(内日本から)	10	9	6	9
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	94	107	132	123
	(内　外国出願)	17	13	18	19
	(内日本から)	2	2	6	3
	(内　PCT ルート)	10	7	9	18
実用新案	全数	133	147	169	134
	(内　外国出願)	11	10	34	17
意匠	全数	97	94	66	46
	(内　外国出願)	29	20	14	19
	(内日本から)	1	1		
商標	全数	4,179	4,557	3,955	3,847
	(内　外国出願)	1,521	1,485	1,377	1,300
	(内日本から)	12	9	9	12

出典:　WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

＜組織図＞　ハンガリー特許庁(HPO)は経済運輸省(Ministry of Economy and Transport)の下部組織である。

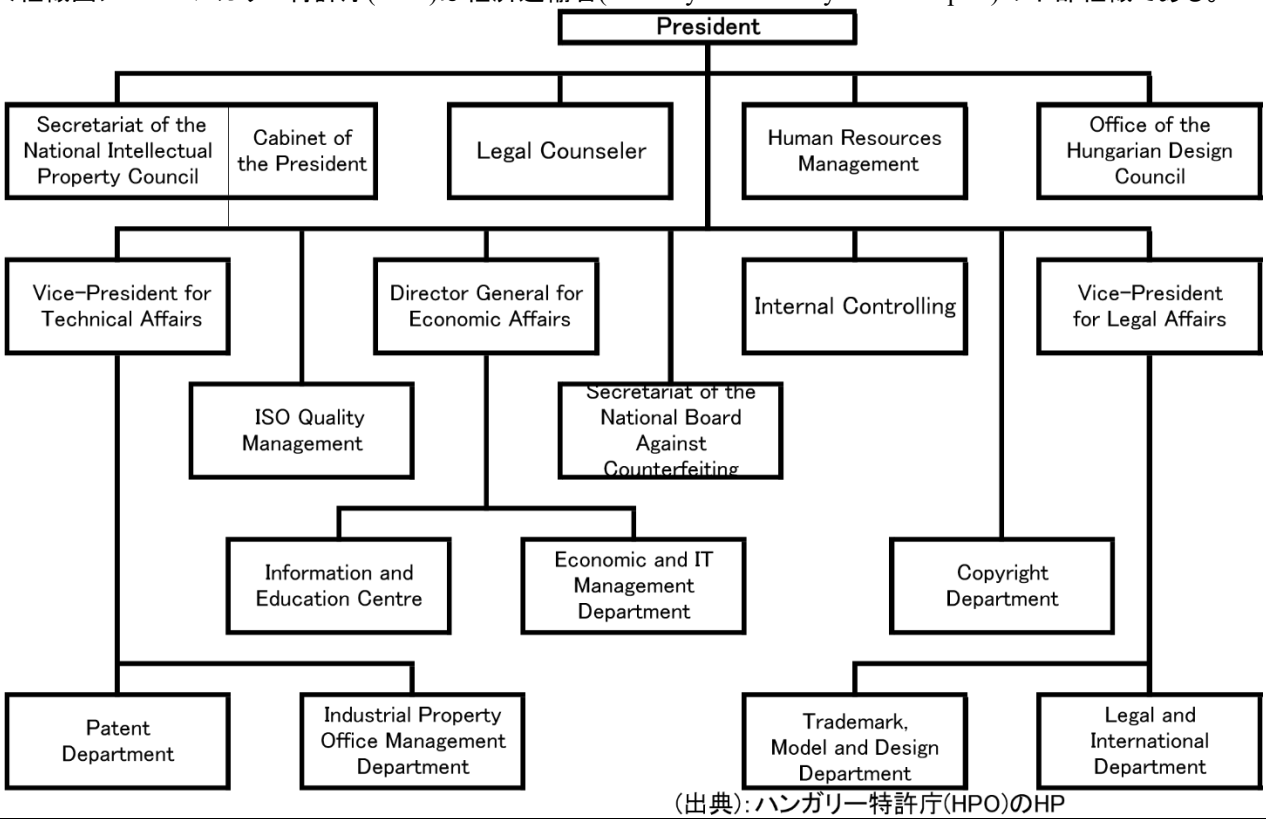

(出典):ハンガリー特許庁(HPO)のHP

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017 年 6 月 17 日に統合した 1995 年法律 XXXIII
	③地理的効力の範囲	ハンガリー国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(特許法第 8 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ハンガリー非居住の出願人は、公認の弁理士又は弁護士を選任しなければならない。(特許法第 51 条(1))
	⑦出願言語	ハンガリー語(特許法第 52 条(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。 (特許法第 22 条、同第 22A 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第 2 条(2)、(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は開示から 6 月。 (1) 出願人又は前権利者による開示、又は意に反する開示。 (特許法第 3 条、第 64 条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学の理論及び数学的方法 (2) 審美的創作物 (3) 知的活動、ゲーム及び業務遂行のための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (以上、特許法第 1 条(2)) (5) 人体及び人体の要素の単なる発見 (特許法第 5A 条(3)) (6) 公序良俗に反する発明 (特許法第 6 条(2)) (7) 人類のクローニング方法 (8) 人類の生殖際法系遺伝的同一性を変更する方法 (9) 工業又は商業目的での人間の胚の使用。 (10) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、人間又は動物に実質的な利益を与えることなく動物に苦痛のみを与えるおそれがあるもの、及び同方法の結果としての動物。 (11) 動植物の新品種 (12) 動物又は植物を生成する本質的に生物学的である方法。生成及び成長の各段階における人体、並びに人体の構成要素の単なる発見であって、遺伝子の部分的配列を含む。ため生産のため本質的に生物学的方法。 (13) 手術/処置による人/動物の治療方法及び人/動物の診断方法 (以上、特許法第 6 条(3)、(4)、(10))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第 74 条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。申請は、出願と同時又は新規性調査の公式の通知の日から 6 月以内に行う。(特許法第 75 条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。最も早い優先日から 18 月経過後。(特許法第 70 条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。(特許法第 42 条)
	⑱実施義務	有。特許出願日から 4 年、特許付与日から 3 年の何れか遅い方。 (特許法第 31 条)

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
	⑲費用 単位 HUF(ハンガリー・フォリント)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 34,000 HUF 優先権主張料 審査請求料 58,000 HUF 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金 1 年次 48,000 HUF　11 年次 128,000 HUF 2 年次 53,500 HUF　12 年次 128,000 HUF 3 年次 80,000 HUF　13 年次 133,500 HUF 4 年次 80,000 HUF　14 年次 133,500 HUF 5 年次 101,500 HUF　15 年次 139,000 HUF 6 年次 101,500 HUF　16 年次 139,000 HUF 7 年次 112,000 HUF　17 年次 144,000 HUF 8 年次 112,000 HUF　18 年次 144,000 HUF 9 年次 123,000 HUF　19 年次 149,500 HUF 10 年次 123,000 HUF　20 年次 149,500 HUF
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2018 年 1 月 1 日に統合した実用新案の保護に関する 1991 年法律 XXXVIII
	③地理的効力の範囲	ハンガリー国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(実用新案法第 7 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ハンガリー非居住の出願人は、公認の弁理士又は弁護士を選任しなければならない。(実用新案法第 28 条(1)、特許法第 51 条(1))
	⑦出願言語	ハンガリー語(実用新案法第 28 条(1)、特許法第 51 条(1))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。 (実用新案法第 11 条(1))
	⑨新規性の判断基準	国内公知、国内刊行物(実用新案法第 2 条(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は開示から 6 月。 (1)出願人又は前権利者による開示、又は意に反する開示。 (実用新案法第 2 条(4))
	⑪不登録対象	(1) 物品の審美的意匠 (2) 植物品種及び動物品種 (3) 法令又は公共道徳に反する実用新案 (実用新案法第 1 条(2)、第 5 条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (実用新案法第 34 条、第 35 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、何人も情報提供が行える。(実用新案法第 28 条(1)、特許法第 71 条(1))
	⑰無効審判制度の有無	有。(実用新案法第 24 条(1))
	⑱実施義務	有。特許出願日から 4 年、又は特許付与日から 3 年の何れか遅い方。 (実用新案法第 17 条(2)、特許法第 31 条)
	⑲費用 単位 HUF(ハンガリー・フォリント)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 17,000 HUF [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 2 年次 21,400 HUF　7 年次 32,000 HUF 3 年次 21,400 HUF　8 年次 32,000 HUF 4 年次 21,400 HUF　9 年次 32,000 HUF 5 年次 21,400 HUF　10 年次 32,000 HUF 6 年次 32,000 HUF
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2014 年 3 月 15 日統合版
	③地理的効力の範囲	ハンガリー国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作考案者及び、承継人(自然人、法人)(意匠法第 13 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ハンガリー非居住の出願人は、公認の弁理士又は弁護士を選任しなければならない。(意匠法第 33 条(1)、特許法第 51 条(1))
	⑦出願言語	ハンガリー語(意匠法第 33 条(1)、特許法第 52 条(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。5 年毎に延長できる。最長 25 年。 (意匠法第 19 条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(意匠法第 4 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は開示から 1 月。 (1)出願人/前権利者の意思に基づく開示、及び出願人/前権利者に対する乱用による開示> (意匠法第 4 条(3))
	⑪不登録対象	(1)公の秩序又は公衆道徳に反する意匠 (2)パリ条約においてっ規定されている国章又は国家当局若しくは国際機関の記章の無権限の使用によって構成されている意匠 (3) 物品の技術的機能によってもっぱら定められる意匠 (4)他の物品と組合わせて使用される物品の意匠であって、機能を奏するためには、厳密に同一の形状又は大きさで再現されなければならない意匠(モジュラーシステムにおける複合集合又は相互交換可能の物品の場合を除く。)(意匠法第 6 条、第 7 条、第 8 条)
	⑫実体審査の有無	有。(意匠法第 41 条、第 44 条、第 47 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。(意匠法第 1 条(2))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第 38 条(1))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。(意匠法第 33 条(3))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も意匠の無効を請求することができる。 (意匠法第 28 条(1)、第 30 条(1e))
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
	㉔費用 単位 HUF (ハンガリー・フォリント)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　32,000 HUF 優先権主張料 審査請求料 登録料 [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 1 回目　64,000 HUF 2 回目　85,400 HUF 3 回目　107,000 HUF 4 回目　160,000 HUF
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2017 年 1 月 1 日に統合した商標及び地理的表示の保護に関する 1997 年法律 XI
	③地理的効力の範囲	ハンガリー国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標法第 1 条、同第 96 条、同第 101 条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、音響商標、色彩商標 (商標法第 1 条(2))
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人)(商標法第 9 条(2))
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第 4 条(1)(a))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ハンガリー非居住の出願人は、公認の弁理士又は弁護士を選任しなければならない。(商標法第 44 条(1))
	⑪出願言語	ハンガリー語(商標法第 45 条(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年毎に更新できる。 (商標法第 11 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。公式の国際博覧会での展示から 6 月(商標法第 53 条(1)(c))
	⑭不登録対象	(1)その標識が、専ら次のような標識若しくは表示から成る場合取引において種類、品質、数量、意図した目的、価値、原産地、又は商品の生産若しくは役務の提供の時期、又は現行の言葉又は商慣習において慣習となった商品若しくは役務の他の特徴を示すのに役立つ標識若しくは表示 (2)商品自体の性質に起因する形状、又は技術的結果を得るために必要な形状、又は商品に実質的な価値を与える形状から成る標識 (3)公共の政策、道徳又は法律に反する標識 (4)もっぱら国の紋章、又は官庁若しくはパリ条約において定義された国際組織のその他の紋章から成る標識 (5)上記以外の勲章、記章、紋章又は公共の利益のための監督用及び証明用の公記号又は公印を含む意匠 (6)宗教的信念又はその他の信念に密接な関連を有するシンボルから成る標識(商標法第 2 条～第 5 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第 4 条(2))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第 52 条(3))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第 61 条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願から 1 月以内に請求しなければならない。 (商標法第 64A 条(1))
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。相対的理由による場合には利害関係者のみ、絶対的理由による場合には何人も公告から 3 月以内に異議を申し立てることができる。(商標法第 61B 条(1))

①国名	Hungary (HU) (ハンガリー)	
	㉓無効審判制度の有無	有。(商標法第 33 条、第 72 条、第 73 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。 5 年。継続して 5 年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第 18 条(1))
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第 10 版)を採用している。
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第 19 条)
	㉘費用 単位 HUF(ハンガリー・フォリント)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(1 クラス)　74,800 HUF [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料(1 クラス) 74,000 HUF
	㉙料金減免措置の有無	無。